

第5次中期事業計画（平成30年度～32年度）

金融機関、県・市町および中小企業支援機関と連携しながら、信用保証を通じて地域金融の円滑化を図り、県内中小企業者の資金繰りの安定を支援するとともに、部門を超えたプロジェクトチームを編成するなど、経営の改善発達に係るアドバイスや情報提供など戦略的に一步踏み込んだ経営支援・期中管理の実施、さらには効率的な債権回収を図るよう努めます。また、創業支援や事業承継支援にも積極的に取り組み、地域経済の振興と持続的発展に貢献します。

以上を踏まえ、平成30年度から32年度までの3か年間における業務上の基本方針について、以下に掲げる事項を主要項目として取り組むこととします。

1 金融機関等と連携した中小企業者への保証支援

中小企業者が円滑に資金を調達できるように、信用補完制度を通じて必要十分な信用供与を果たしながら、企業のライフステージに応じて金融機関とともにその事業性を評価しつつ、適切にリスク分担を行いながら金融支援や経営支援を実施します。

地域経済の活性化や地方創生の実現に向け、県・市町や中小企業支援機関とも連携し、創業者支援に取り組むとともに、突発的に発生する信用収縮時には、危機関連保証制度等を通じて機動的な対応に努めます。

また、より利用しやすい信用保証を目指して、手続きの簡素化・合理化にも取り組み、審査・諸手続きの迅速化を通じて資金調達の機動性を向上させていきます。

2 経営支援の強化

金融円滑化法終了後は、返済緩和先を中心に企業訪問を行い実態把握に努め、外部専門家による経営診断や経営改善計画策定支援を通じて中小企業者の経営改善に向けた支援を実施してきましたが、平成30年度からは経営支援業務が信用保証協会法に追加されたことにより、事業の持続的発展のために保証協会が自ら選定した中小企業者に対して、これまで以上に金融機関や関係機関と連携・協力を図り、各種外部専門家を活用した経営支援や中小企業支援機関が実施している支援施策を活用した経営支援を行います。

さらに、各部署が一体となって経営支援の取り組みを行うため、部門を超えたプロジェクトチームを編成し個社支援を行います。

また、関係機関と連携・協力し、一步踏み込んだ抜本的な事業再生支援や後継者等への事業の引継ぎのための事業承継支援、さらに必要に応じて自ら廃業を決断した中小企業者に対し廃業支援を行います。

3 期中支援の充実・強化

中小企業者の経営環境が依然として厳しい中、中小企業者に対する質の高い期中支援が求められており、初期延滞の段階から金融機関と連携して実態把握に努め、適切で効果的な期中支援策を講じる必要があります。このため、事業継続が可能な中小企業者に

対しては、外部専門家派遣、サポート会議、借換保証等を活用することで早期正常化を目指します。また、金融調整が困難な中小企業者に対しては、代位弁済の提案を行うことで債務整理による再チャレンジへの支援にも取り組みます。

4 求償権管理の適正化と回収の推進

回収環境は今後も厳しい状況が続くことが予想されるため、現地訪問等で実態把握をするなど初動を徹底することで、早い段階で適正な回収策を講じます。また、管理コストを考慮した取り組みを行うため、永続的な回収方針から求償権関係人の事業再生・生活再建の観点を重視した求償権の見極めを行い、適正かつ効率的な管理・回収に取り組みます。

5 地域経済の中で存在感の発揮

保証協会の業務は、時代の移り変わりとともに拡充し、求められる役割も重要度を増しています。中小企業のライフステージに応じた様々な局面における支援態勢を構築し、中小企業者から信頼される必要十分な信用を供与し、事業の発展を支え続ける持続可能な信用補完制度の確立を目指します。また、本県は廃業率が開業率を上回る状況にあり、これらの改善に寄与することなど、保証協会の業務を通して地方創生、地域活性化に向け一層の貢献を果たす取り組みを行います。